

^{こうれいしゃしせつ} ^{にゆうきょけん}
「高齢者施設の入居権が

^{とうせん} ^{でんわ}
当選した」と電話があったが・・・



「^{こうれいしゃしせつ} ^{にゆうきょけん} ^{とうせん} ^{でんわ}
『高齢者施設の入居権が当選した』と電話があり、
^{ことわ} ^{ほか} ^{きぼうしゃ} ^{めいぎ} ^か ^い
断ると、他の希望者に名義を貸してほしいと言われ
^{そうだん} ^{おお} ^よ
た」という相談が多く寄せられています。

^{めいぎが} ^{しょうだく} ^{じつざい} ^{じぎょうしゃ} ^{べんごし}
名義貸しを承諾すると、実在する事業者や弁護士
^な ^{めいぎが} ^{いほうこうい}
などの名をかたり、「名義貸しは違法行為なので、
^{かいけつ} ^{ひよう} ^{ひつよう} ^{きんせん} ^{ようきゆう}
解決のための費用が必要」と、金銭を要求されます。

^{ふしん} ^{かんゆうでんわ} ^{ことわ}
不審な勧誘電話はきっぱりと断りましょう。

^{そうだん} ^{はや} ^{さっぽろししょうひしゃ} ^{また} ^{しょうひしゃ}
トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ